被災地からおくるメッセージ

災害時にトップがなすべきこと

平成２９年４月

災害時にトップがなすべきこと協働策定会議

災害時にトップがなすべきこと

我が国は災害列島と呼ばれ、毎年のようにどこかで大災害が発生している。しかし、多くの場合、当該都道府県では「たまに」、当該市区町村では「ごくまれに」被災を経験するというのが実態である。いわんや、4年任期の首長にとっては、ほとんどの場合、「職務上初めて」の経験である。

市区町村長は、多くの場合、災害に関する危機管理の訓練を受けておらず、しかも、わが国には災害の危機管理に関して市区町村長を体系的に訓練する仕組みは整っていない。

その結果、毎年のように失敗と批判が繰り返されている。

それでもなお、「危機管理における意思決定は現場に最も近い市区町村長がその責任を負うほかはない」というのが私たちの信念である。自分たちの地域への責任を、私たちは放棄するわけにはいかない。

この「災害時にトップがなすべきこと」は、大水害を経験した首長の集まりである「水害サミット」で策定した「災害時にトップがなすべきこと」に、東日本大震災や熊本地震等の大地震を経験した首長の意見を新たに加え、風水害、地震・津波全般にわたって最低限トップが知っておくべき事項として取りまとめたメッセージである。

ここには、私たち自身が失敗し、もがき苦しみながら重ねてきた経験と教訓が込められている。

いざというとき、全国の市区町村長の方々に、せめてこの「災害時にトップがなすべきこと」があったことを思い出し、参照していただければ幸いである。

このメッセージが、大災害に関するトップの意思決定の一助となり、被害の軽減につながることを心から祈念し、全国に発信する。

平成２９年４月１０日

災害時にトップがなすべきこと協働策定会議

岩手県陸前高田市長	戸羽　太
岩手県釜石市長	野田　武則
宮城県石巻市長	亀山　紘
宮城県南三陸町長	佐藤　仁
茨城県稲敷市長	田口　久克
千葉県香取市長	宇井　成一
新潟県三条市長	國定　勇人
新潟県見附市長	久住　時男
長野県白馬村長	下川　正剛
兵庫県豊岡市長	中貝　宗治
熊本県熊本市長	大西　一史
熊本県嘉島町長	荒木　泰臣
熊本県甲佐町長	奥名　克美
熊本県益城町長	西村　博則
熊本県西原村長	日置　和彦

【１　平時の備え】

1　迫りくる自然災害の危機に対処し、被災後は人々の暮らしの復旧・復興にあたる責任は、法的にも実態的にも、第一義的に市区町村長に負わされている。非難も、市区町村長に集中する。トップは、その覚悟を持ち、自らを磨かなければならない。

2　自然の脅威が目前に迫ったときには、勝負の大半がついている。大規模災害発生時の意思決定の困難さは、想像を絶する。平時の訓練と備えがなければ、危機への対処はほとんど失敗する。

被災経験がない首長は、自然の脅威を甘く、組織と人間の対応能力を過大に想定しがちである。心のどこかで、自分のまちには災いは来ないと思い込んでいる。それは、油断である。

3　市区町村長の責任は重いが、危機への対処能力は限られている。他方で、市区町村長の意思決定を体系的・専門的に支援する仕組みは、整っていない。

せめて自衛隊、国土交通省テックフォース、気象台等、他の機関がどのような支援能力を持っているか、事前に調べておくこと。連携の訓練等を通じて、遠慮なく「助けてほしい」と言える関係を築いておくこと。

4　日頃から住民と対話し、危機に際して行なう意思決定について、あらかじめ伝え、理解を得ておくこと。このプロセスがあると、いざというときの躊躇が和らぐ。例えば・・・

・避難勧告、避難指示（緊急）は、真夜中であっても、たとえ空振りになっても、人命第一の観点から躊躇なく行うということ。

・堤防の決壊という最悪の事態を防ぐため、排水機を停止することがあるということ。停止すると街は水浸しになるが、人命最優先の観点から、躊躇なく行うということ。

・公務員といえども人であり、家族がいる。多数の職員が犠牲になると、復旧・復興が大幅に遅れる。職員も一時撤退させることがあるということ。（住民への強い責任感から、職員は危険が迫ってもなかなか逃げようとしない。職員にも自らの命を守ることを最優先するよう徹底しておくこと。）

・大地震の初動時は、消防は全組織力をあげて消火活動を行うということ。（倒壊家屋からの救出より消火を優先するということ。）

5　行政にも限界があることを日頃から率直に住民に伝え、自らの命は自らの判断で自ら守る覚悟を求めておくこと。

個々人の置かれた状況は千差万別で、行政は対応しきれない。行政はできるだけ正確な情報を収集し、適切な方法で伝えなければならないが、最後は本人の判断である。

6　災害でトップが命を失うこともありうる。トップ不在は、機能不全に陥る。必ず代行順位を決めておくこと。

7　日頃、積極的な被災地支援を行うこと。派遣職員の被災地での経験は、災害対応のノウハウにつながる。

【II　直面する危機への対応】

1　判断の遅れは命取りになる。特に、初動の遅れは決定的である。何よりもまず、トップとして判断を早くすること。

人の常として、事態を甘く見たいという心理が働き、判断が遅れがちになる。

広範囲に災害が予測される場合、トップは、災害対策本部（庁舎）から離れてはならない。トップの不在は、判断の遅れにつながる。ただし、現場を見ないと判断がしにくいことも事実。映像や画像等、現場からリアルな情報が災害対策本部に届けられる仕組みをあらかじめ作っておくことが肝要。

被災者の激励は、落ち着いた段階で行うことでよい。

2　「命を守る」ということを最優先し、避難勧告等を躊躇してはならない。

命が最優先。空振りを恐れてはならない。深夜暴風雨の中で避難勧告等を出すべきか悩みが深いが、危険が迫っていることを住民に伝えなければならない。

行政は、個々に応じた避難情報の提供は不可能であることを率直に伝え、「いつ、どこへ逃げるか」を日頃から考えておくよう住民に求めること。

もちろん行政は、情報を的確に把握し、適切なタイミングと方法で伝えるたゆまぬ努力を行わなければならない。

3　人は逃げないものであることを知っておくこと。人間には、自分に迫りくる危険を過小に評価して心の平穏を保とうとする、「正常化の偏見」と呼ばれる強い心の働きがある。災害の実態においても、心理学の実験においても、人は逃げ遅れている。

避難勧告のタイミングはもちろん重要だが、危険情報を随時流し、緊迫感をもった言葉で語る等、逃げない傾向を持つ人を逃げる気にさせる技を身につけることはもっと重要である。

4　住民やマスコミからの電話が殺到する。コールセンター等を設け対応すること。

被災前後は、電話が殺到し災害対策本部が機能不全に陥る。それぞれの部署が銘々に電話対応するのではなく、専門のコールセンターを設けるなどして、職員が災害対応に集中できる環境を整えること。

5　とにかく記録を残すこと。

様々な記録は、必ずその後の災害対応に生きるので、被害状況、対応状況、現場写真等、部署ごとに詳細な記録を取るよう命じておくこと。

【III　救援・復旧・復興への対応】

1　トップはマスコミ等を通じてできる限り住民の前に姿を見せ、「市役所（区役所・町村役場）も全力をあげている」ことを伝え、被災者を励ますこと。住民は、トップを見ている。発する言葉や立ち居振る舞いについて、十分意識すること。

2　ボランティアセンターをすぐに立ち上げること。ボランティアは単なる労働力ではない。ボランティアが入ってくることで、被災者も勇気づけられ、被災地が明るくなる。ボランティアセンターと行政をつなぐ職員を配置すること。（ただし、地震の場合で余震が危惧される時は、二次災害の防止に配慮して開設すること。）

必ずボランティアの助けが必要になる。ニーズ調査を待っていると時間をとられ、ボランティアの受入れが遅れる。まず発災直後にボランティアセンターを立ち上げ、ホームページ等で広く紹介すべきである。

3　職員には、職員しかできないことを優先させること。

職員の数は限られている。他からの応援があっても、職員がしっかりと受援体制を取ることができないと、効率的に機能しない。避難所運営等、職員でなくてもできることは自主防災組織等に任せ、被災家屋調査や応急仮設住宅の建設等、職員には職員にしかできないことを優先させるべきである。平時にこの仕組みを作っておくことが、復旧・復興の迅速化につながる。

4　住民の苦しみや悲しみを理解し、トップはよく理解していることを伝えること。苦しみと悲しみの共有は被災者の心を慰めるとともに、連帯感を強め、復旧・復興のばねになる。

例えば、災害廃棄物も元々はごみではない。それらが住民の大切な財産であったことや、沢山の思い出の詰まったものであったことに思いを寄せること。

5　記者会見を毎日定時に行い、情報を出し続けること。「逃げるな、隠すな、嘘つくな」が危機管理の鉄則。マスコミは時として厄介であるし、仕事の邪魔になることもあるが、その向こうに市民や心配している人々がいる。明るいニュースは、住民を勇気づける。

全国への情報発信は、マスコミを通じて行われていることを忘れてはならない。

被災住民にとっても重要な情報源である。災害後、被災住民にとって一番つらいのは世間から忘れ去られることである。

混乱する職員にとっても、重要な情報源となる。

良いことも悪いことも報道されるが、たくさん情報発信のあった被災地に支援が集まる傾向がある。

6　大量のがれき、ごみが出てくる。広い仮置き場をすぐに手配すること。畳、家電製品、タイヤ等、市民に極力分別を求めること。事後の処理が早く済む。

事態が少し落ち着くと、ごみとの闘いが待っている。

地元のごみ処理施設だけで処理することは不可能だが、災害廃棄物の分別ができていないと、他の自治体は受入れてくれない。住民からは苦情が出るが、極力住民に排出時の分別を求めること。できない場合、広めの仮置場を設置し、持ち込む段階で「可燃ごみ」「不燃ごみ」「畳」「家電製品」「木質ごみ」等に分別して集積すると、その後の処理時間と経費を大幅に削減することができる。

7　庁舎内に「ワンストップ窓口」を設け、被災者の負担を軽減すること。

被災者には高齢者や障がい者も多い。可能な限り窓口を集約し、一度の来訪で目的が達成できるよう配慮することが必要である。

8　住民を救うために必要なことは、迷わず、果敢に実行すべきである。とりわけ災害発生直後は、大混乱の中で時間との勝負である。職員に対して「お金のことは心配するな。市長(区町村長)が何とかする」、「やるべきことはすべてやれ。責任は自分がとる」と見えを切ることも必要。

混乱の中でもスピーディな判断と行動は不可欠。トップは、全ての責任を取る覚悟で、職員を信じて任せる勇気が必要である。大見えを切ると職員は奮い立つ。

9　忙しくても視察を嫌がらずに受け入れること。現場を見た人たちは、必ず味方になってくれる。

10　応援・救援に来てくれた人々へ感謝の言葉を伝え続けること。職員も被災者である。職員とその家族への感謝も伝えること。

11　職員を意識的に休ませること。

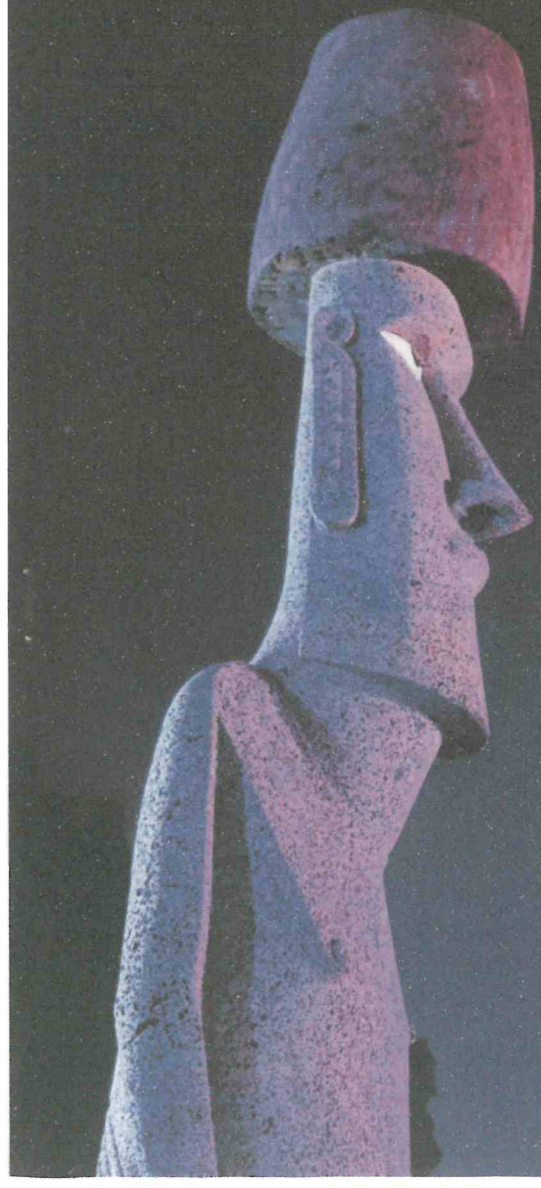
災害対応は長期戦になる。休みや休憩を職員任せにすると、職員は他市区町村の応援者やボランティアに気兼ねし、休むことができず疲弊する。自衛隊は不眠不休だが、自衛隊員は交代で休んでいる。組織的に職員を休ませること。

12　災害の態様は千差万別であり、実態に合わない制度や運用に山ほどぶつかる。他の被災地トップと連携し、視察に来る政府高官や政治家に訴え、マスコミを通じて世論に訴えて、強い意志で制度・運用の変更や新制度の創設を促すこと。

例えば、東日本大震災当時の被災者生活再建支援法では、液状化による被害に対応できず、被害認定ができなかった。そのため、茨城県及び千葉県の被災自治体がまとまって、罹災証明の液状化被害に対する被害認定について国に要望し、新基準が創設された。

被災地の実情と窮状を一番知っているのは、被災自治体である。制度が無いからと諦めてはならない。被災自治体が諦めれば、そこで終わってしまう。

東日本大震災からの復興
～南三陸町の進捗状況～



平成２９年３月

■ はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から6年が経ち、本町は、壊滅的な被害からの復旧・復興に向け一歩ずつではありますが着実に進んでいます。

我々の先人が幾多の大津波により甚大な被害を受けながらも、不撓不屈の精神でこれらの苦難を乗り越え町を再建してきたように、震災後の無残な姿からの復旧・復興は順調に進んでいます。

昨年度は、医療、福祉の中核となる南三陸病院及び総合ケアセンター南三陸が完成し、教育では戸倉小学校の開校により全小中学校が復旧しました。



南三陸町長　佐藤　仁

引き続き今年度は、南三陸地方卸売市場や防災集団移転促進団地が完了するなど、目に見える形で復興が進んでいます。また、3月には災害公営住宅整備事業の完了、南三陸さんさん商店街のオープン、三陸縦貫自動車道・南三陸海岸インターチェンジの供用が予定されており、町の賑わい創出に向けた整備が着々と進みつつあります。今後も、創造的復興に向けて行政、住民が一体となり復興の基盤になるものを確実に整備し、復興が現実として感じられる施策の展開を図ってまいります。

本資料では、これらの南三陸町の復興に向けた取組みについて説明いたします。

最後になりますが、東日本大震災を機に日本国内外からの手厚いご支援に対し感謝申し上げます。

■もくじ

はじめに	**1**
1 南三陸町の紹介	**2**
2 東日本大震災による被害の状況	**3**
3 東日本大震災からの復旧・復興	**4**
a．応急復旧	4
b．住宅造成	5
c．漁業集落	7
d．公共施設	8
e．なりわいと賑わい	10
f．多様な力	13
g．これまでの歩み	14
4 これからの南三陸町	**15**
a．南三陸町第2次総合計画	15
b．南三陸町志津川地区グランドデザイン	16
c．南三陸町バイオマス産業都市構想	17
d．森と海の国際認証	18
e．復興完成予想図〔志津川市街地（低地部）〕	19

1．南三陸町の紹介

本町は、宮城県北東部に位置し、馬蹄形の形はリアス式海岸特有の猛々しい風光を有する三陸復興国立公園の一角を形成しています。東は太平洋に面し、北は気仙沼市、南は石巻市、西は登米市にそれぞれ接しています。

面積は 163.40ｋ㎡、東西、南北とも約 18ｋｍで、西・北・南西は北上山地の支脈の南東にあり、東は海に向かって開け、西の田束山嶺から海に向かっては、北上山地の山麓部、開析された河岸段丘を経て海岸部に至っています。海岸部は、日本有数の養殖漁場になっています。

気候は、太平洋岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は雪が少なく、比較的温暖な地です。



図．南三陸町の位置



図．南三陸町案内図

2．東日本大震災による被害の状況

a．人的被害

※平成 29 年 1 月 31 日現在

死者　620 人
（直接死 600 人※、間接死 20 人）
※直接死のうち、町民 551 人、
町外の方 48 人、不明 1 人

行方不明者　212 人
（うち町民 211 人）



b．建物（住家）被害

※平成 29 年 1 月 31 日現在

全壊	3,143 戸（58.62%）
半壊、大規模半壊	178 戸（ 3.32%）
半壊以上の計	3,321 戸（61.94%）

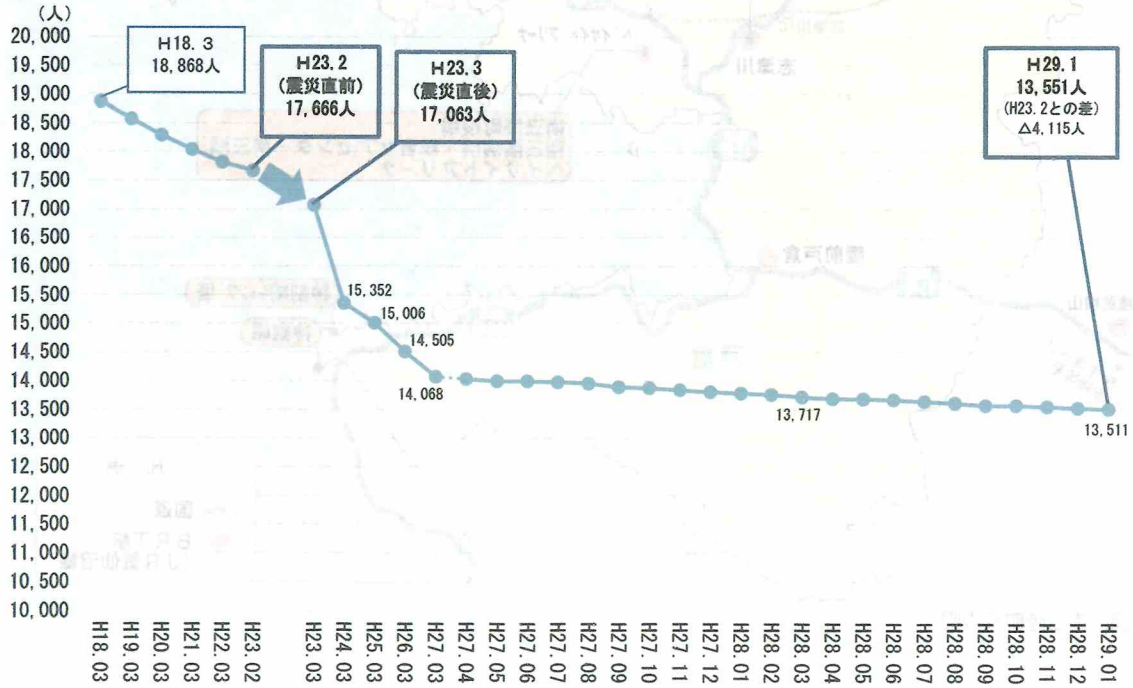
※（ ）は、平成 23 年 2 月末日現在の住民基本台帳世帯数に対する割合



c．震災後の人口推移

本町の人口は、震災以前より減少傾向にありましたが、東日本大震災により甚大な被害を受けたことと、それに伴って長期間にわたる仮設住宅での生活を余儀なくされたこと等により、大きく減少しました。平成 27 年 10 月に行われた国勢調査での人口は 12,370 人（平成 22 年国勢調査人口 17,429 人、人口減少率 29.0%）となりました。

今後、地域コミュニティを維持し、自立し、持続的に発展するため、積極的に人口減少を食い止める姿勢が必要となっています。



3．東日本大震災からの復旧・復興

a 応急復旧　a-1．仮設住宅／a-2．地域公共交通／a-3．災害廃棄物処理・公共インフラ

a-1．仮設住宅

■応急仮設住宅

※平成29年1月31日現在

整備戸数	2,133戸／57箇所
町内	1,647戸／51箇所
町外（登米市）	486戸／6箇所

入居者数・世帯数（現在）

	1,806人／622世帯
町内	1,468人／483世帯
町外（登米市）	338人／139世帯



集会所



生活不活発病防止のレクリエーション

■みなし仮設住宅等　※平成29年1月31日現在

入居世帯数　205世帯

県内　154世帯　※うち南三陸町　12世帯

a-2．地域公共交通

■ＢＲＴの運行

ＪＲ気仙沼線は「柳津～気仙沼」区間で運休中となっていますが、平成24年12月22日より、ＢＲＴ（バス高速輸送システム）が本格運行開始しました。鉄路復旧にあたっては、ルート移設に膨大な費用がかかるため、ＢＲＴでの本格復旧を受け入れ、早期のまちづくりを進めていく方針を打ち出しています。



JR気仙沼線（ＢＲＴ専用軌道部分）

a-3．災害廃棄物処理・公共インフラ

表　復旧・復興の進捗状況（災害廃棄物処理、河川対策、町道、漁港）

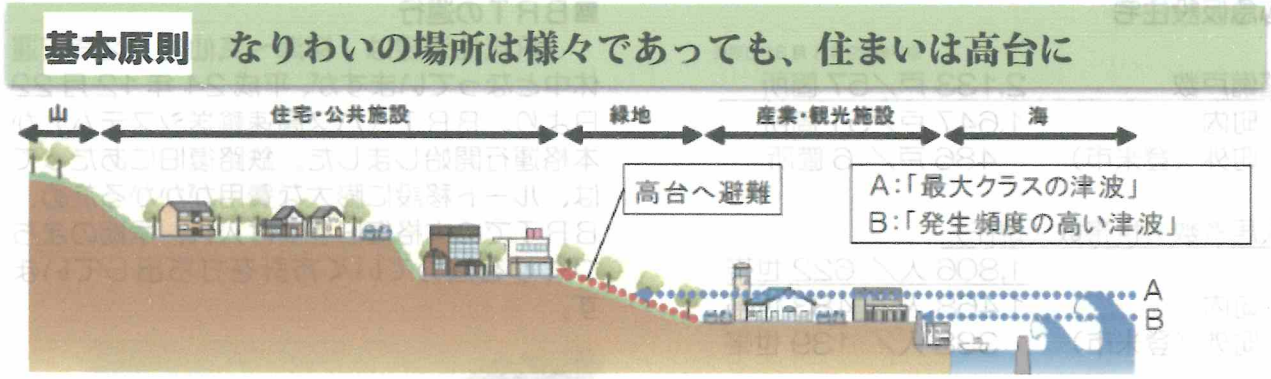
※平成29年1月末現在

復旧・復興の状況/被害の状況		
災害廃棄物処理	平成26年3月事業完了	推計量72.3万t 進捗率100%
河川対策	被災箇所数　13箇所 着手済　9箇所	着手率69%
交通網（町道）	被災箇所数　44箇所 着手済　36箇所	着手率82%

復旧・復興の状況/被害の状況		
町管理漁港	被災箇所数　19漁港 着手済　19漁港	着手率100%
県管理漁港	被災箇所数　4漁港 着手済　4漁港	着手率100%

b 住宅造成　b-1．住宅再建支援制度／b-2．住宅造成工事

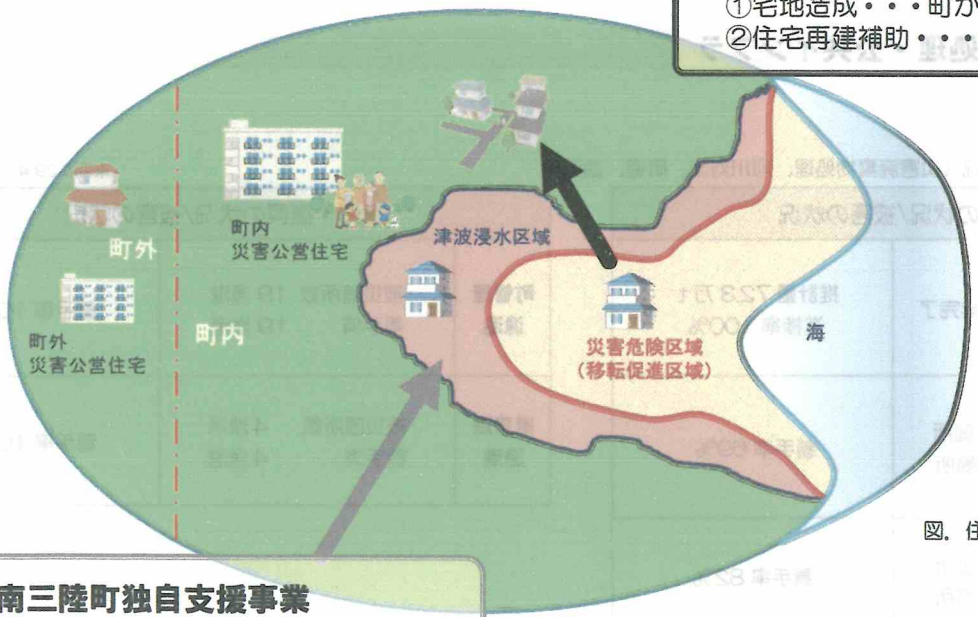
東日本大震災の教訓を踏まえて、どのような災害に遭遇しても命が守られ、将来にわたって安全で安心して暮らし続けることができるまち、集落及び地域社会を創造していくことを目指して、「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を土地利用の基本原則としています。（住宅や公共施設を高台等安全性の高い場所に配置し、住まいやなりわいの場の近くに安全な避難場所・避難路を確保）



b-1．　住宅再建支援制度

住まいの再建に向けて、各種補助を行っています。災害危険区域外で国の補助対象とならない被災世帯に対しても、被災住宅の修繕・建替えに対する補助を町独自で行っています。

1）防災集団移転促進事業
災害危険区域内の住民が集団移転で移転を希望する場合に町が団地を整備する事業
①宅地造成・・・町が団地造成工事を行う
②住宅再建補助・・・住宅ローン利子補助



図．住宅再建支援のイメージ

3）南三陸町独自支援事業
主に災害危険区域外で国の補助対象とならない被災世帯に対する支援
①被災住宅の修繕費用に対する補助
②被災住宅の建替えに対する補助
③再建先への移転費補助（引越補助）

2）個別移転助成事業
（がけ地近接等危険住宅移転事業補助金）
①住宅再建補助・・・住宅ローン利子補助
②移転費補助・・・再建先への引越補助

b-2.　住宅造成工事

住まいの再建に向けて、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業等を進めてきましたが、１月10 日に志津川地区中央団地が完成し、防災集団移転促進事業がついに完了しました。また、３月に災害公営志津川中央住宅の完成をもって、災害公営住宅整備事業が完了する予定です。

［防災集団移転促進事業　完成率：１００％］
［災害公営住宅整備事業　完成率：約８４％］



図．事業の位置と進捗状況

防災集団移転促進事業

災害が発生した地域または災害危険区域（建築基準法第39条）のうち、住民の居住が適当ではないと認められる区域内の住居を安全な住宅団地へ集団移転させるための促進事業です。

住宅の集団移転先として、町が高台や造成地などに住宅団地を整備し、被災された町民の皆さんに譲渡または賃貸します。以前住んでいた場所は、移転促進区域に指定され、商工業用地や公園としての利用はできますが、住宅の立地はできなくなります。

災害公営住宅整備事業

災害公営住宅は、東日本大震災により住宅を滅失し、自力では住宅再建が難しい方のために町が建設した公的な賃貸住宅です。

通常の公営住宅とは異なり、入居資格として収入要件や同居親族要件は必要なく、家賃は世帯の収入や住宅の広さによって決まります。

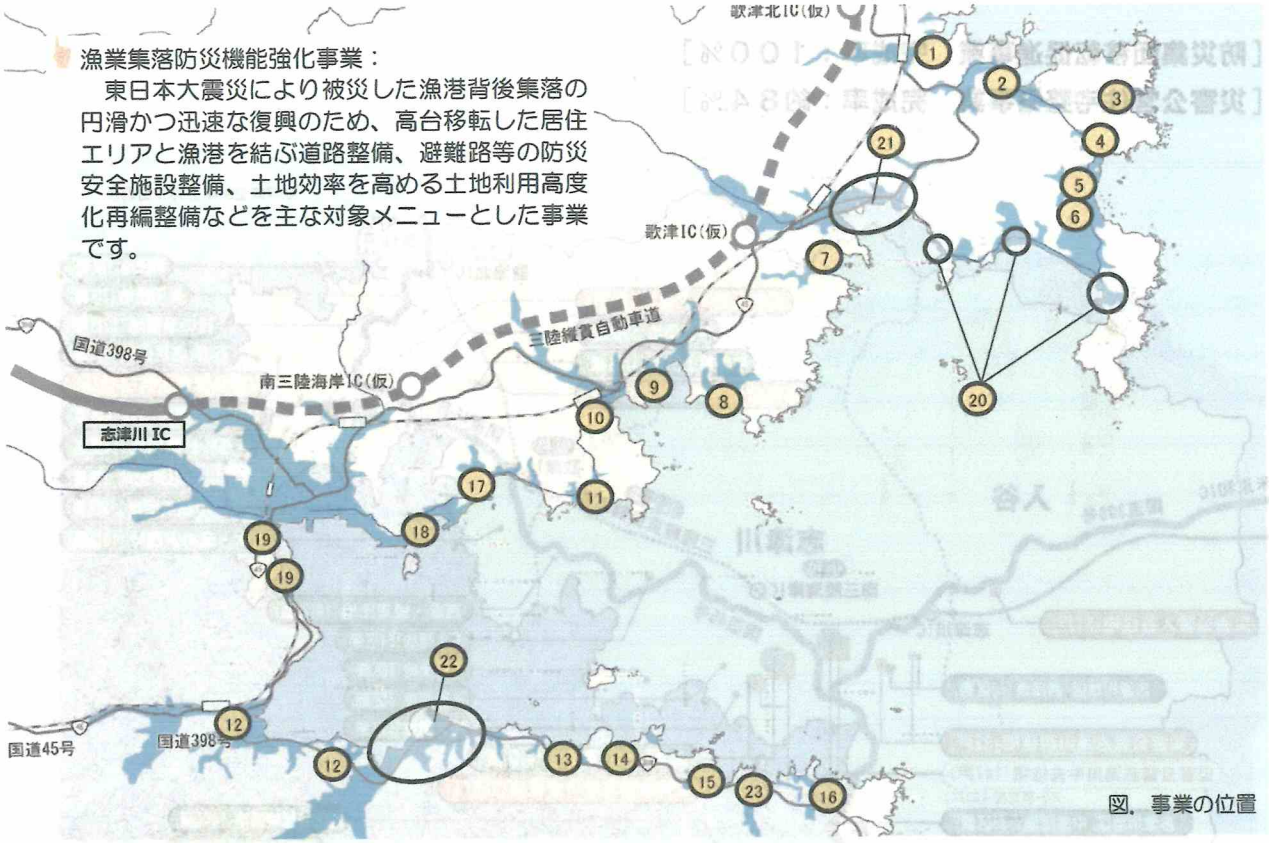
※平成 29 年２月１日現在

	計画		左のうち竣工	
防災集団移転促進事業	20 地区 28 団地	827 区画	20 地区 28 団地	827 区画
災害公営住宅整備事業	８地区	738 戸	７地区	623 戸

c－1．　漁業集落防災機能強化事業

本町では、志津川漁港本港地区を除く 23 漁港で漁業集落防災機能強化事業の実施を予定しています。

漁業集落防災機能強化事業：
東日本大震災により被災した漁港背後集落の円滑かつ迅速な復興のため、高台移転した居住エリアと漁港を結ぶ道路整備、避難路等の防災安全施設整備、土地効率を高める土地利用高度化再編整備などを主な対象メニューとした事業です。



図．事業の位置

表．各地区の実施事業

地　区	実施事業
1 港地区	集落道、防災施設、水産用地整備
2 田の浦地区	集落道、防災施設、水産用地整備、集会所用地
3 石浜地区	防災施設、水産用地整備
4 名足地区	防災施設、水産用地整備
5 中山地区	防災施設、水産用地整備
6 馬場地区	集落道、防災施設、水産用地整備
7 寄木地区	防災施設、水産用地整備
8 韮の浜地区	集落道、防災施設、水産用地整備
9 細浦地区	集落道、防災施設、水産用地整備
10 清水地区	防災施設、水産用地整備
11 荒砥地区	集落道、防災施設、水産用地整備、集会所用地
12 折立・水戸辺地区	集落道、防災施設、水産用地整備
13 津の宮地区	集落道、防災施設、水産用地整備
14 滝浜地区	集落道、防災施設、水産用地整備
15 藤浜地区	集落道、防災施設、水産用地整備
16 寺浜地区	集落道、防災施設、水産用地整備
17 平磯地区	集落道、防災施設、水産用地整備
18 袖浜地区	集落道、防災施設
19 林・大久保地区	集落道、防災施設、水産用地整備
20 泊浜・稲渕・館浜地区	防災施設
21 伊里前地区	防災施設、水産用地整備
22 在郷・波伝谷地区	防災施設、水産用地整備
23 長清水地区	防災施設、水産用地整備


共同利用施設用地（ｲﾒｰｼﾞ）


緊急避難路（ｲﾒｰｼﾞ）

d 公共施設

d-1．学校施設／d-2．医療・福祉施設／d-3．子育て拠点施設／
d-4．役場庁舎

d-1． 学校施設

［町立小・中学校復旧率：１００％］

震災で町内の６校が被災しました。その後の復旧工事により、各学校は再開し、町内最後となった戸倉小学校の開校により、全ての学校が復旧しました。

■戸倉小学校

戸倉小学校は海岸付近にありましたが、３階建ての校舎屋上を越える津波で全壊しました。

震災後は登米市の学校を間借りし、その後、志津川小学校に併設し、教育活動を行っていましたが、平成 27 年８月 31 日に新しい校舎が戸倉地区防災集団移転促進事業用地の隣接区域で完成し、同年 10 月４日に新築落成式が行われました。


被災前の戸倉小学校


戸倉小学校
（平成 27 年８月完成）

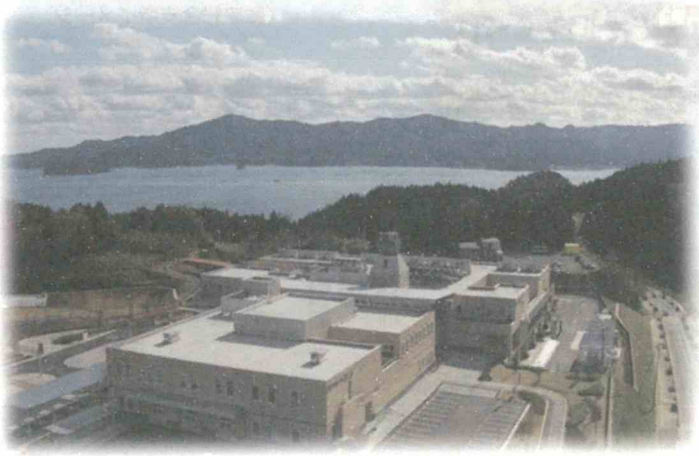
d-2． 医療・福祉施設

■南三陸病院・総合ケアセンター南三陸

町内唯一の総合病院であった公立志津川病院は、震災で被災しました。

震災後は、町内に設置した「公立南三陸診療所」と、登米市米山町の「公立志津川病院」で診察を行ってきましたが、平成 27 年 12 月 14 日、医療・保健・福祉が連携する「南三陸病院・総合ケアセンター南三陸」として開院しました。





〔南三陸病院〕
病床数：
一般病床　40 床
療養病床　50 床
計　90 床
診療科：
10 科
（内科、外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、婦人科、歯科口腔外科）
透析 20 床（平成 28 年１月から透析開始）
りあす訪問看護ステーション併設

建設費：55 億８千万円（造成工事費含まず）
費用内訳　台湾紅十字社　22 億２千万円
国、県補助金ほか　33 億６千万円

d-3.　子育て拠点施設

［町立保育施設復旧率：１００％（保育施設数４施設/災害復旧完了４施設）］

平成 27 年度、南三陸地域子育て支援センターとともに、２地区（戸倉地区・歌津地区）の子育て拠点施設が完成しました。

平成 27 年 11 月完成　南三陸地域子育て支援センター（総合ケアセンター南三陸内に新たに整備）
平成 28 年　1月完成　戸倉地区子育て拠点施設（平成 28 年４月１日オープン）
平成 28 年　2月完成　歌津地区子育て拠点施設（平成 28 年５月９日オープン）



〔戸倉地区子育て拠点施設〕
～主な機能～
子育て支援センター／放課後児童クラブ／
戸倉保育所（定員 60 名）



〔歌津地区子育て拠点施設〕
～主な機能～
子育て支援センター／
伊里前保育所（移転整備、定員 70 名）

d-4.　役場庁舎

平成 27 年５月に、南三陸町役場の新庁舎（本庁舎・歌津総合支所）の基本設計を公表しました。本庁舎は平成 29 年９月末、歌津総合支所は同年 5 月末の完成を予定しており、木のぬくもりある内装で、町民の交流スペース（マチドマ）を設けます。

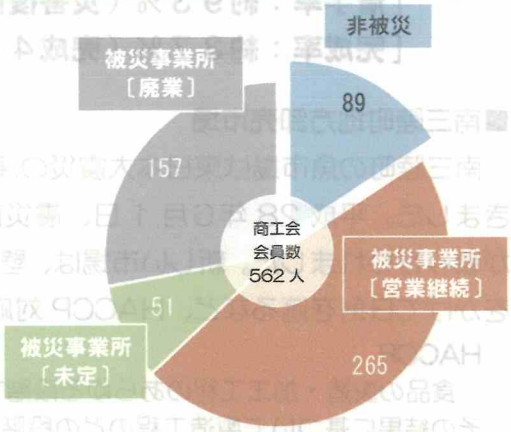




e-1．商工業

震災により473事業所が被災しましたが、うち265事業所が営業を再開しています。

商工業の早期事業再開を支援するため、（独）中小企業基盤整備機構による仮設施設（店舗・事務所・工場等）の整備により、81事業所が営業を行っています。



図．事業所の状況





～これまでの歩み～

◇平成23年4月より毎月、福興市を開催
※平成28年8月で開催60回記念を迎えた

◇「伊里前福幸商店街」（平成23年12月）がオープン

◇「南三陸さんさん商店街」（平成24年2月）がオープン

◇「南三陸キラキラ丼」が復活（平成24年2月）

◇「南三陸さんさん商店街」が、がんばる商店街30選に選定（平成25年12月）

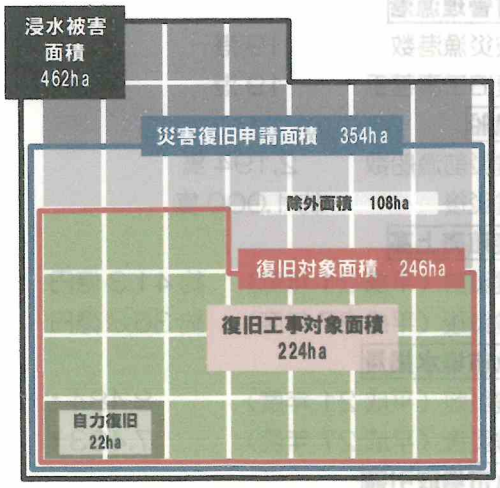
◇「南三陸さんさん商店街」がついに本設オープン（平成29年3月）

平成29年4月には、平成28年10月に起工式が行われた歌津商店街（愛称：南三陸ハマーレ歌津）がオープンする予定です。

e-2．農業

■農地

復旧対象面積	246ha	
復旧工事対象面積	224ha	※すべて着手済み
うち引渡済	133ha	



図．復旧対象となる農地

e-3. 水産業

■漁港（町管理）

［着手率：約９３％（災害復旧査定箇所１１６箇所/着手済箇所１０８箇所）］
［完成率：約３７％（完成４３箇所）］

■南三陸町地方卸売市場

南三陸町の魚市場は東日本大震災の津波で流失し、平成 23 年 10 月から仮設の市場で営業を行ってきました。平成 28 年6月 1 日、震災前の市場跡地に、新しい南三陸町地方卸売市場が完成し、式典が執り行われました。新しい市場は、壁で囲んだ閉鎖型の荷さばき場で鳥の侵入を防ぎ、岸壁にも屋根をかけて日射を遮るなど、HACCP 対応の高度衛生管理型市場です。

HACCP
食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法です。

仮設魚市場緊急整備事業
（平成 23 年 10 月仮設魚市場開場）



卸売市場施設復興事業
（平成 28 年6月完成）



地方卸売市場
（落成式：平成 28 年6月 1 日）



■南三陸ふ化場

シロザケふ化場整備事業



震災前のシロザケの市場水揚げ金額は、町内全体の５割以上を占め、長年に渡り本町の水産業を支えてきました。

シロザケの再生産を安定的かつ永続的に行うために、種卵の収容、ふ化、稚魚飼育を行う南三陸町小森ふ化場を整備しました。建物の広さは 1,625 ㎡で、種卵収容能力は 1,600 万粒、飼育池は 18 面、稚魚生産能力が 500 万尾となっています。

また、平成 28 年 12 月、水尻ふ化場の建設工事に着手し、平成 29 年 10 月の供用開始を予定しております。このふ化場は、小森ふ化場とは異なり稚魚飼育のみで、飼育池 18 面、稚魚生産能力が 500 万尾を予定しています。

～　水産業のデータ　～

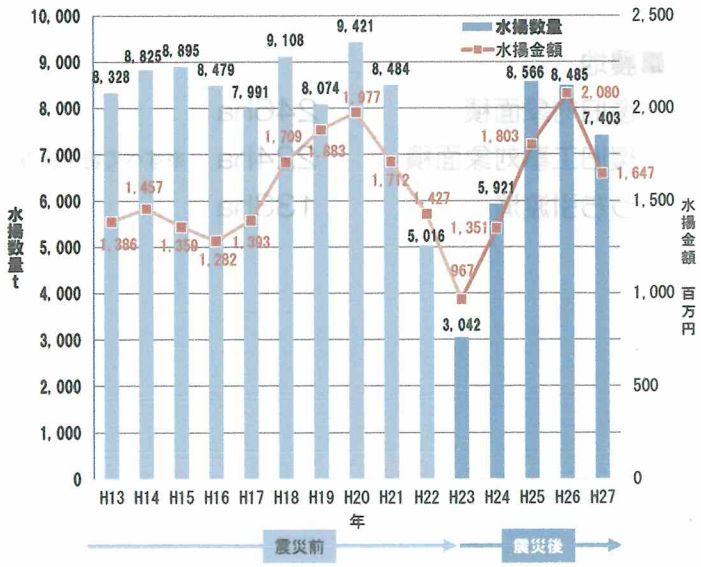
○町管理漁港
被災漁港数　19 港
復旧工事着手　19 港

○漁船
震災前漁船数　2,194 隻
震災後　約 1,000 隻

○養殖売上高
震災前（平成 21 年度）　約 41.3 億円
震災後（平成 27 年度）　約 36.8 億円

○魚市場水揚量
震災前（平成 21 年度）　8,484 t
震災後（平成 27 年度）　7,403 t

○魚市場取引額
震災前（平成 21 年度）　約 17.1 億円
震災後（平成 27 年度）　約 16.5 億円



e-4. 観光業

震災が発生した平成 23 年は、観光客入込数が約 36 万人まで低下しましたが、平成 24 年時点では約 90 万人と被災前の 9 割程度まで回復しました。平成 27 年は約 80 万人と前年度よりは回復しましたが、低下傾向となっています。





南三陸ポータルセンター

～これまでの歩み～

◇震災により 36 宿泊施設中、21 施設が被災。再開・新規を含め現在は 21 施設が通常営業

◇防災・減災・命の学びを目的とした震災ツーリズムの実施

◇交流拠点としての「南三陸ポータルセンター」がオープン
（町内外の交流事業／平成 25 年 8 月）

◇観光復興推進計画（観光特区）の認定（平成 26 年 12 月）

◇サンオーレ袖浜の復旧工事開始（平成 28 年5月）

平成 29 年の海水浴シーズンの供用開始を目指して、トイレ棟やシャワー棟も含めた一体的な海浜公園の整備を行う予定です。

◇三陸復興国立公園　南三陸・海のビジターセンターがオープン
（平成 28 年 11 月）


神割崎


田束山

f-1．ボランティア

平成 23 年 8 月の約 8,300 人をピークに徐々にボランティア数は減っていますが、例年 3 月や 8 月の休暇の時期にはボランティアが増える傾向が続いています。

また、ボランティアの活動内容は、震災直後は炊き出しや瓦礫の撤去が主でしたが、その後、田畑の堆積物の除去や除草作業の農業支援、ワカメや牡蠣の収穫作業などの漁業支援などに移ってきており、南三陸町の地域づくりの活力としてご協力いただいています。


ボランティア活動



図．ボランティアの延べ人数

■南三陸応縁団

新たにボランティアの方と町民の架け橋となる「南三陸応縁団」が開設され、新たな交流が生まれています。

南三陸応縁団
MINAMISANRIKU CHEERING SQUAD



【活動内容】
◇特設サイトにて団員向けの南三陸町情報を発信
◇交流会などの応縁団員を対象とした交流イベントを各地で開催
◇各地で開催するイベントなどで、南三陸スタッフとして一緒に活動
※限定ツアーやグッズ・割引など、団員限定特典あり
◇登録者数 2,000 人以上

f-2．自治体等からの派遣職員

南三陸町役場職員は 352 人、うち他の自治体等からの派遣職員として 108 人が、16 都道県、52 団体から派遣されています。

町職員	再任用	任期付職員
206	11	19

派遣職員（自治体等）	派遣職員（復興庁）	その他	合計
108	6	2	352

＊団体数　52 団体
：東京都、宮城県、神奈川県、兵庫県、34 市（西宮市等）、2 区、11 町、復興庁

＊都道県別　16 都道県
：兵庫県 31 人、宮城県 29 人、神奈川県 11 人、東京都 7 人、愛知県 7 人、鳥取県 5 人、宮崎県 4 人、埼玉県 3 人、鹿児島県 3 人、佐賀県 2 人、青森県 1 人、山形県 1 人、北海道 1 人、長崎県 1 人、茨城県 1 人、大阪府 1 人

＊復興庁　6 人

g これまでの歩み

発災～平成23年度

23. 3.11　東日本大震災発生
23. 4.27　応急仮設住宅第一号（津山町横山住宅）完成
23. 6.30　自衛隊撤退
23. 8.31　応急仮設住宅建設完了
23.10.21　避難所閉鎖
23.10.24　仮設魚市場完成
23.12. 7　（国）東日本大震災復興特別区域法成立
23.12.13　伊里前福幸商店街オープン
23.12.26　南三陸町震災復興計画策定
24. 2.25　志津川福興名店街（南三陸さんさん商店街）オープン
24. 3.27　役場仮庁舎・公立南三陸診療所完成式典


伊里前福幸商店街


志津川福興名店街
（南三陸さんさん商店街）

平成24年度

24. 4. 1　がけ地近接等危険住宅移転事業申込受付開始
24. 9.16　震災がれき焼却施設完成・火入れ式
（気仙沼ブロック南三陸処理区）
25. 2.12　災害公営住宅整備事業着工式（入谷桜沢）
25. 2.26　防災集団移転促進事業着工式（藤浜団地）


高台を削っての防集団地
県内第１号「藤浜団地」

平成25年度

25. 5.25　モアイ像贈呈記念式典
25. 8. 1　南三陸ポータルセンターオープン
25.12.21　防災集団移転団地第一号竣工式（藤浜団地）
26. 3.24　災害がれき焼却処理完了
（気仙沼ブロック南三陸処理区）
26. 3.28　バイオマス産業都市第二次選定地域に選定


戸倉小学校落成式

平成26年度

26. 7.14　（仮称）町立南三陸病院・総合ケアセンター起工式
26. 8. 1　災害公営住宅の入居開始（入谷・名足）
26. 8.12　戸倉小学校建設工事着工
26.12.17　南三陸町復興推進計画（観光特区）認定
27. 2. 2　災害公営住宅の入居開始（枡沢）


南三陸病院・
総合ケアセンター南三陸

平成27年度

27.10. 4　戸倉小学校落成式
27.12.14　南三陸病院・総合ケアセンター南三陸開業
28. 2.15　災害公営住宅の入居開始（伊里前）
28. 3. 1　災害公営住宅の入居開始（戸倉）


南三陸町地方卸売市場

平成28年度

28. 4. 1　戸倉地区子育て拠点施設オープン
28. 5. 9　歌津地区子育て拠点施設オープン
28. 6. 1　南三陸町地方卸売市場の完成式典
28. 8.10　国道３９８号戸倉・波伝谷復興道路開通
28.10. 1　戸倉公民館オープン
28.10.30　三陸縦貫自動車道志津川 IC 供用開始
28.11.19　三陸復興国立公園　南三陸・海のビジターセンターオープン
28.12.31　防災集団移転促進事業完了


志津川 IC 開通式


防集事業による住宅造成
（石浜・名足団地）

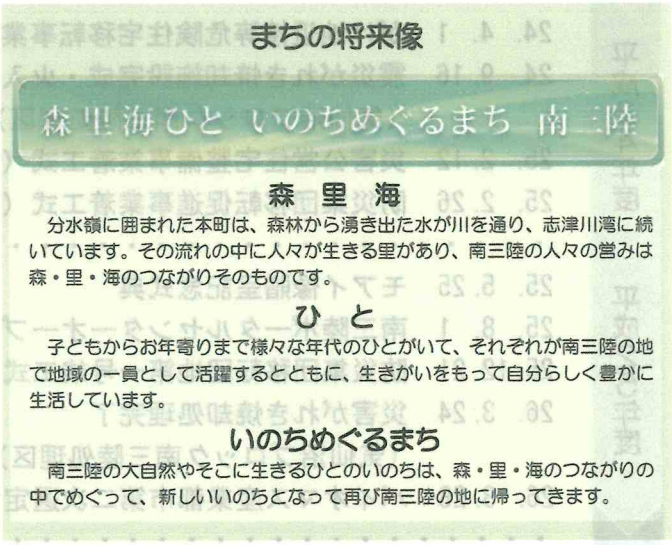
4．これからの南三陸町

南三陸町は、全国・全世界の方々からの多大な支援をいただきながら、復興事業を優先して取り組んできました。震災から６年が経ち、今後は、さらに中長期的なまちの将来を見据えた計画のもと、創造的復興を成し遂げ、自立的で持続可能な地域社会の構築に取り組みます。

a．　南三陸町第２次総合計画（平成２８年１月策定）

「南三陸町震災復興計画」の役割を発展的に継承・包含し、復興を遂げることを最優先としつつ、復興後を見据えた新たなまちづくりの指針として、『南三陸町第２次総合計画』を策定しました。





●10 年後（平成 37 年度）の目標人口



●リーディングプロジェクト



b.　南三陸町志津川地区グランドデザイン（平成２６年５月報告会開催）

志津川市街地における復興後のイメージとして、世界的建築家である隈研吾氏よりグランドデザインが提案されました。

海と一体化した「回遊性と親水性のある街並み」が、漁村の雰囲気を残した商店街形成となっています。復興後の交流人口の更なる増加を目指すフラッグシップとして、現在デザインの具現化を進めています。



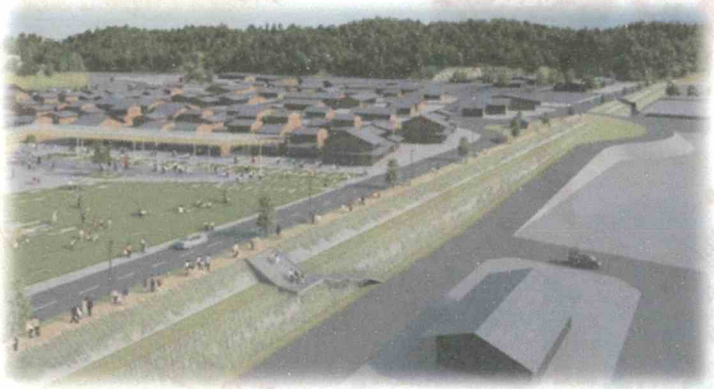
襞（ひだ）を持った街並みが、土地の記憶を継承し、新しいにぎわいの空間を作り出します。



沿岸商業ゾーン（イメージ）
観光・交流ゾーンと連続する、しおさい通りを中心に
漁村らしい路地空間を配した懐かしい街並みです。



大きなうみべの広場（イメージ）
しおさい通り、河川敷、防潮堤に面したうみべの広場。
広場にかかる大屋根には人々が集い、新しい町の象徴となります。



防潮堤沿い遊歩道（イメージ）
志津川湾の眺望を楽しみながら、
沿岸商業ゾーンから体験交流エリアへと接続する重要な観光動線。



二つのエリアを結ぶ中橋（イメージ）
観光・交流ゾーンから復興祈念公園に架かる木の太鼓橋。
慰霊の場へのゲートとなるとともに、復興を象徴します。

南三陸町志津川地区グランドデザイン

《製作》　隈研吾建築都市設計事務所
Kengo Kuma & Associates

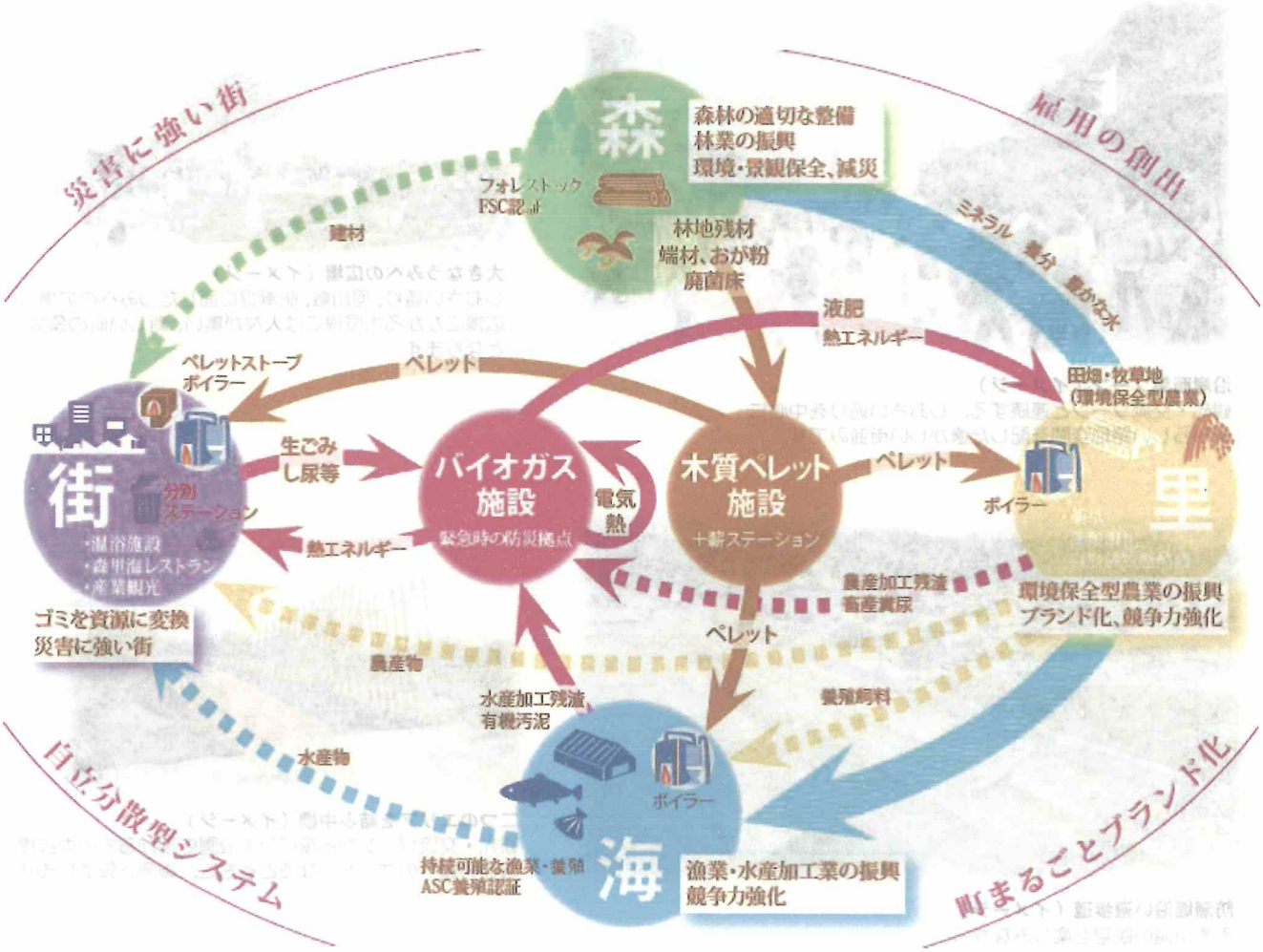
c.　南三陸町バイオマス産業都市構想

～南三陸町がバイオマス産業都市を目指す理由～

- 東日本大震災の教訓
- 震災復興計画の策定・・・「エコタウンへの挑戦」「木質バイオマスの活用」などの取組推進
- 森里海のポテンシャル
- 廃棄物処理に関する課題・・・町内にごみ焼却炉がなく他市に委託。下水処理施設の機能停止
- 地域バイオマス利用の可能性と課題

～南三陸町のバイオマス利用に向けた取り組み実績～

- 再生可能エネルギーの可能性調査（H24）・・・バイオガスや木質ペレット事業の可能性
- バイオガス等の資源化実証事業の実施（H24）
- 木質バイオマスエネルギーの実証調査事業の実施（H24）
- バイオガス液肥の利用試験の継続実施（H25）
- 町有林のフォレストック認定とペレットストーブ補助制度の創設
- 公共施設へのペレットボイラー導入へ
- 町内全域での生ゴミ分別収集の開始（H27）



d. 森と海の国際認証

町内の森林、カキ養殖場の国際認証の取得を契機として、今後、森と海の両面から、南三陸ブランドを一層輝かせていきます。

■ＦＳＣ認証（平成２７年１０月取得）

南三陸町の町有林など約 1,300ha の森林がＦＳＣ認証を取得しました。（町、慶応義塾、地元林業家が南三陸森林管理協議会を設立）

ＦＳＣ認証：
NGO「森林管理協議会（Forest Stewardship Council）」（本部：ドイツ）が世界標準で良質と認める森林に与える国際認証



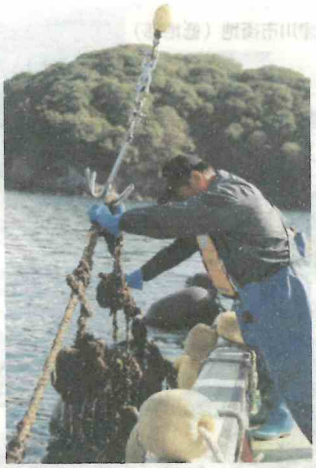


■ＡＳＣ認証（平成２８年３月取得）

宮城県漁業協同組合志津川支所戸倉出張所のカキ養殖場がＡＳＣ認証を取得しました。

ＡＳＣ認証：
NGO「水産養殖管理協議会（Aquaculture Stewardship Council）」（本部：オランダ）が環境に大きな負担をかけず、地域社会に配慮した活動を続ける養殖業に与える国際認証







e.　復興完成予想図（平成２８年３月公表）

※公表段階でのイメージであり、今後変更する可能性があります

〔志津川市街地（低地部）〕

震災後（平成 23 年６月撮影）





南三陸町　発行／南三陸町企画課　TEL.0226-46-1371　FAX.0226-46-5348
http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/